

**【参考 H20.10.3提出資料】平成21年度介護報酬改定の視点(例)**

○ 平成21年度介護報酬改定では、平成17年制度改正等についての検証・評価を行うとともに、高齢化が進展する中、介護保険の目的である「要介護状態となった高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと」を可能とするため、例えば、次に掲げる視点(例)に基づき、検討を行うことが考えられる。

**1 介護従事者の人材確保対策**

- ・ 介護従事者の給与水準や地域格差に関する問題、経営が苦しい小規模事業所に対する対応など、介護従事者の離職を防ぐための方策について検討を行う必要があるのではないか。

**2 高齢者が自宅や多様な住まいで療養・介護できる環境の整備(医療と介護の連携)**

- ・ 医療と介護の機能分化・連携に資する方策について検討を行う必要があるのではないか。

**3 認知症高齢者の増加を踏まえた認知症対策の推進**

- ・ 「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」報告を受け、認知症に対するケアの充実のための介護保険サービスについて検討を行う必要があるのではないか。

**4 平成18年介護報酬改定で新たに導入されたサービスの検証**

- ・ 平成18年度に新たに導入されたサービス(新予防給付、地域密着型サービス)について、実施状況、効果等を踏まえ、必要に応じ見直しについて検討を行う必要があるのではないか。

**5 サービスの質の確保、効率化等**

- ・ 事務作業の時間を減らしサービスを効果的かつ効率的に提供するため、要件・基準等の見直し、事務負担の軽減(書類の簡素化など)等について検討を行う必要があるのではないか。

## 【参考 H20.10.3提出資料】 介護従事者対策の論点と介護報酬改定等の位置付け(例)

- 介護従事者対策については、WT報告等のとおり、労働環境の改善などを含め、総合的な対策を推進していく必要があるが、介護報酬改定等については、例えば、次のような位置付けの中で、介護報酬のあり方、キャリアアップの仕組みの構築、人員配置基準のあり方などについて検討を行うことが考えられる。

### (1) 介護人材を確保するための多様な人材の参入促進

- ・ 潜在的な有資格者等の参入促進 ※
- ・ 事業者の従業者の雇い入れに対する支援 ※
- ・ 介護分野における労働力需給調整機能の強化 等 ※

### (2) 介護従事者の処遇の改善に資するための施策

- 事業者の雇用管理改善に係る取組に対する支援 ※

#### ○ 介護報酬のあり方 ★

- ・ 地域差への対応
- ・ 小規模事業所への対応
- ・ 資格・経験年数等に係る報酬上の評価
- ・ 夜間・深夜時間帯の不安への対応 等

#### ○ キャリアアップの仕組みの構築 ☆

- ・ 資格・経験年数等に係る報酬上の評価(再掲) 等

#### ○ 人員配置基準の見直し ★

- ・ 効率的な経営及び人材確保を図る観点等からの基準の見直し(サービス提供責任者等)
- 事務負担の見直し(今夏に実施。必要に応じ更に見直し)☆
- 経営モデルの研究
- 介護報酬改定の影響の検証 等 ※

### (3) 社会的な評価を高めるための取組み

- 介護の日の制定 等

★:介護給付費分科会における諮問・答申に係る事項

☆:報酬や基準改正を行う場合、介護給付費分科会における諮問・答申が必要な事項

※:平成21年度概算要求事項